

了 鳥取県公報

平成15年4月18日(金) 号外第69号

每週火•金曜日発行

目 :	次

告	示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (257) (経営支援課)1	1
		中山間地域活性化資金の貸付利率等の一部改正 (258)(*)	2
		漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正(259)(水産課)	2
		漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正 (260)(")	3

4	=
一	小

鳥取県告示第257号

平成8年鳥取県告示第247号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成15年4月18日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第2号)第3条の規定による 利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例に よる。

平成15年 **4**月18日

鳥取県知事 片 山 善

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

> 改 正 正 後 改 前

2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率

利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補 給金(償還期限が9年以内であるものに限る。)を年 0.05パーセントの割合で交付する場合	年0.05パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補 給金(償還期限が9年を超え11年以内であるものに限 る。)を年0.075パーセントの割合で交付する場合	年0.075 パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補 給金(償週期限が11年を超え14年以内であるものに限 る。)を年0.125パーセントの割合で交付する場合	年0.125 パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補 給金(償週期限が14年を超え15年以内であるものに限 る。)を年0.175パーセントの割合で交付する場合	年0.175 パーセント
市町村が規則第2条第2項第2号に規定する利子補 給金を年 <u>0.2パーセント</u> の割合で交付する場合	年 <u>0.2パーセント</u>

2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率

利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補 給金(償還期限が12年以内であるものに限る。)を年 0.125パーセントの割合で交付する場合	年0.125パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補 給金(償還期限が12年を超え15年以内であるものに限 る。)を年0.175パーセントの割合で交付する場合	年0.175 パーセント
市町村が規則第2条第2項第2号に規定する利子補 給金を年0.25パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.25パーセント</u>

鳥取県告示第258号

平成8年鳥取県告示第249号(中山間地域活性化資金の貸付利率等について)の一部を次のように改正する。 平成15年4月18日前に鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則(平成2年鳥取県規則第58号)第5条の規定 による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、な お従前の例による。

平成15年 **4**月18日

鳥取県知事 片 山 善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

利 子 補 給 率									利 子 補 給 率					
中山間地域活性化資金の種類等		ど資金の種類等	規則第2条第3項 規則第2条第3項 規則第2条第3項 第1号、第3号及 第2号、第4号、 び第5号に掲げる 第5号版第4号、 ・		第2号、第4号、 第6号及び第7号 に掲げる融資機関	中山間地域活性化資金の種類等)種類等	貸付期間	貸付利率	規則第2条第3項 第1号、第3号及 び第5号に掲げる 融資機関が貸し付 ける場合	第6号及び第7号	
1 加	(1)大	ア 貸付金の	9年以内	年0.85パーセント以内	年1.3パーセント	年0.55パーセント	1 加	(1)大	ア質	付金の	12年以内	年1.0パーセント以内	年1.25パーセント	年0.5パーセント
工流	企業		9年超11年以内	年0.9パーセント以内	年1.25パーセント	年0.5パーセント	工流	企業		52億7,	12 年超 15 年以内	年1.1パーセント以内	年1.15パーセント	年0.4パーセント
通施 設整	以外の者	000万円以 下の部分	11年超14年以内	年1.0パーセント以内	年1.15パーセント	年0.4パーセント	通施設整	以外の者		万円以)部分				
備資	に貸	トい部刀	14 年超 15年以内	年1.1パーセント以内	年1.05パーセント	年0.3パーセント	備資	に貸		JUN J				
金	し付	イ 貸付金の	9年以内	年1.1パーセント以内	年1.05パーセント	年0.3パーセント	金	し付	イ質	付金の	12年以内	年1.25パーセント以内	年1.0パーセント	年0.25パーセン
	ける		9年超11年以内	年1.15パーセント以内	年1.0パーセント	年0.25パーセント		ける			12 年超 15年以内	年1.35パーセント以内	年0.9パーセント	年0.15パーセン
	場合	000万円を 超える部分	11年超14年以内	年1.25パーセント以内	年0.9パーセント	年0.15パーセント		場合		万円を				
		起える部刀	14年超15年以内	年1.35パーセント以内	年0.8パーセント	年0.05パーセント			起人	LOBDI				
	(2)大企業に貸し付ける場合		9年以内	年1.35パーセント以内	年0.8パーセント	年0.05パーセント		(2)大企業に貸し付け る場合		業に貸し付け	12年以内	年1.5パーセント以内	年0.75 パーセント	
			9年超11年以内	年1.4パーセント以内	年 0.75 パーセント						12 年超 15年以内	年1.6パーセント以内	年0.65パーセント	
			11年超14年以内	年1.5パーセント以内	年0.65パーセント									
				年1.6パーセント以内	年0.55パーセント									
2 保		ア 貸付金の		年0.6パーセント以内	年1.55パーセント	年0.8パーセント	2 保	(1)大		612 TT 02	12年以内	年0.75パーセント以内	年1.5パーセント	年0.75パーセン
健機	企業				年1.5パーセント	年0.75パーセント	健機	企業		52億7,	12 年超 15 年以内	年0.85パーセント以内	年1.4パーセント	年0.65パーセン
能増進施	以外の者	000万円以 下の部分		年0.75パーセント以内	年1.4パーセント	年0.65パーセント	能増進施	以外 の者		万円以)部分				
設整	に貸			年0.85パーセント以内	年1.3パーセント	年0.55パーセント	設整	に貸	1.00					
備資	し付	イ 貸付金の		年0.85パーセント以内		年0.55パーセント	備資	し付		(1.2 TF 02	12年以内	年1.0パーセント以内	年1.25 パーセント	
金	ける	うち2億7,	9年超11年以内	年0.9パーセント以内			金	ける			12年超15年以内	年1.1パーセント以内	年1.15パーセント	年0.4パーセン
	場合	000万円を超える部分		年1.0パーセント以内	年1.15パーセント			場合		万円を				
				年1.1パーセント以内	年1.05パーセント	年0.3パーセント								
		業に貸し付け		年1.1パーセント以内	年1.05パーセント			(2)大企業に貸し付け る場合		ひ付け		年1.25パーセント以内		年0.25パーセン
	る場合	ì			年1.0パーセント	年0.25パーセント					12 年超 15年以内	年1.35パーセント以内	年0.9パーセント	年0.15パーセン
				年1.25パーセント以内	年0.9パーセント	年0.15パーセント								
			14年超15年以内	年1.35パーセント以内	年0.8パーセント	年0.05パーセント								
3 生活環境施設整備資金		⋛整備資金	25年以内	年 <u>0.9パーセント</u> 以内	年1.25パーセント	年0.5パーセント	3 生	舌環境施言	殳整備資	金	25年以内	年 <u>1.0パーセント</u> 以内	年1.25パーセント	年0.5パーセン

鳥取県告示第259号

平成8年鳥取県告示第251号(漁業経営維持安定資金の貸付利率等について)の一部を次のように改正する。 平成15年4月18日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成15年 **4**月18日

鳥取県知事 片 山 善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正	後	改正	E 前
貸付利率	利 子 補 給 率	貸付利率	利子補給率
年 <u>0.9パーセント</u>	略	年 <u>1.0パーセント</u>	略

鳥取県告示第260号

平成8年鳥取県告示第252号(漁業経営安定資金の貸付利率等について)の一部を次のように改正する。 平成15年4月18日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成15年 **4**月18日

鳥取県知事 片 山 善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後						改	ΙĒ	Ē	前					
1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則の利子補給率	1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条 の利子補給率													
資 金 の 種 類 貸 付 利 率 利子	補給率	資	金	の	種	類	貸	付	利	率	利	子	補糹	合 率
規則別表第 6 号の資金 年 <u>1.525パーセント</u> 略		規則	別表	第 6 ⁻	号の資	資金	年 <u>1.6</u>	625 <i>J</i> (ーセン	<u>'</u>		略		
その他の資金年0.9パーセント 略		そ	の ft	也の	資	金	年 <u>1.(</u>)/(-	セント		ı	略		
2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率		2	附則領	第 2 項	類の貸	付利	上率及	び禾	刂子褔	持給	率			
貸付利率 利子補給率		貨	討付利	率	1	钊子衫	甫給ጃ	杯						
年0.9パーセント 略		年1.0	パーセ	ント		略								

4	平成15年 4 月18日	金曜日	鳥	取	県	公	報	(号外)第69号